

バーゼル法及び廃棄物処理法事前相談システムの機能改修事業



【令和5年度補正予算（案） 48百万円】

事前相談システムの改修により関係行政機関との情報共有の即時性向上と効率的な情報の一元管理を目指します。

1. 事業目的

事前相談システムでは、廃棄物等の輸出入を検討している事業者からの事前相談内容を管理する。本事業においては、急増している不適正輸出が疑われる事案への対応能力強化と水際対策強化のための改修を行い、水際での対応を行う関係行政機関の情報共有の即時性の向上と、一元的な情報管理を実施できるようにして水際対応能力の向上・強化を図る。

2. 事業内容

- ・ バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等、または、廃掃法に規定する廃棄物に該当する貨物を輸出入する場合には、環境大臣の確認や外為法に基づく承認申請が必要。
- ・ 環境省及び経済産業省による、廃棄物等の輸出入管理規制に該当するかどうか事前に事業者からの相談を受け付けるサービスを円滑に提供するため、本システムにて管理。
- ・ 近年急増している不適正輸出が疑われる事案への対応と水際対策強化のため、本システムの改修を行い、関係行政機関間での本システム上での即時的・一元的な情報共有を可能にし、水際対策の対応能力の向上・強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

規制対象物拡大による
事前相談件数増加

税関において
注意すべき貨物拡大



事前相談

システム改修

一元的な

情報管理

水際対応能力

の向上・強化